

○水戸市生垣設置奨励補助金交付要項

平成3年4月1日

水戸市告示第49号

改正 平成7年3月31日告示第40号

平成7年12月7日告示第105号

平成20年10月20日告示第203号

平成27年11月2日告示第255号

(趣旨)

第1条 この要項は、緑豊かで安全な生活環境を確保するため、生垣を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、水戸市補助金交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平20告示203・一部改正)

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる生垣は、次の各号に該当するものとする。ただし、立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 水戸市内の住宅用地において、新設するもの又は既存のブロック塀等を取り壊し、生垣に改造するもの（国又は公共団体の設置するものを除く。）
- (2) 公共用道路に面するもので、その延長が5メートル以上であるもの（道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限る。）
- (3) 樹木の高さがおおむね1メートル以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの
- (4) ブロック塀等の内側に設置するもので、当該ブロック塀等の高さがおおむね60センチメートル以下であるもの
- (5) この要項による補助金の交付を受けた生垣の設置場所と同一の敷地に、設置するものでないもの
- (6) 販売を目的とする住宅用地に設置するものでないもの
- (7) その設置について国又は地方公共団体から補助又は補償を受けたものでないもの

(平7告示105・平20告示203・平27告示255・一部改正)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げるところにより算出する。

- (1) 生垣を設置する場合の補助金の額は、設置に要する経費の2分の1とし、その限度額は、150,000円とする。ただし、1メートル当たりの補助金の額は、5,000円を限度とする。
- (2) 生垣を設置するために、ブロック塀等を撤去する場合の補助金の額は、撤去に要する経費

の2分の1とし、その限度額は、90,000円とする。ただし、1メートル当たりの補助金の額は、3,000円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(平20告示203・一部改正)

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生垣設置奨励補助金交付申請書（様式第1号）に生垣設置計画図、工事金額見積書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容等を調査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、生垣設置奨励補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(設置完了の報告)

第6条 申請者は、生垣の設置が完了した場合は、生垣設置完了報告書（様式第3号）に領収書の写し、工事金額内訳書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請の内容に変更が生じたときは、生垣設置奨励補助金交付申請変更届（様式第4号）をあわせて提出しなければならない。

(平20告示203・一部改正)

(補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により報告があった場合は、その内容等を調査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、生垣設置奨励補助金額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに補助金の請求をするものとする。

(平7告示40・全改)

(所有者等の義務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、生垣を常に良好な状態に保つよう努め、設置から5年以上は生垣として活用しなければならない。

(平20告示203・一部改正)

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要項に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成7年3月31日告示第40号)

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成7年12月7日告示第105号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年10月20日告示第203号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年11月2日告示第255号)

この要項は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

生垣設置奨励補助金交付申請書			
		年 月 日	
水戸市長		様	
申請者 住所			
		氏名	印
		(電話)
<p>生垣を設置するので、水戸市生垣設置奨励補助金交付要項第4条の規定により、補助金の交付を申請します。</p>			
設置場所	水戸市		
設置方法	1 業者工事 2 自主工事 3 その他		
樹木規格	樹種	樹高	m
樹木本数	本(1m当たり 本)		
生垣延長	m(道路に面している部分)		
工事金額	生垣設置	円	1m当たり 円
	ブロック塀等撤去	円	1m当たり 円
設置予定	年 月 日	工事業者名	
添付書類	1 生垣設置計画図 2 工事金額見積書 3 その他()		
備考			

様式第2号(第5条関係)

公園指令第 号

年 月 日

生垣設置奨励補助金交付決定通知書

様

水戸市長 印

年 月 日付で申請のあった生垣設置奨励補助金について、水戸市生垣設置奨励補助金交付要項第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の内容 生垣設置奨励補助金
- 3 その他

様式第3号(第6条関係)

生垣設置完了報告書

- 1 設置場所
- 2 設置完了日
- 3 工事金額合計額
- 4 生垣設置奨励補助金額
- 5 添付書類
 - ・領収書(写) 部
 - ・工事金額内訳書 部

年 月 日付で申請した生垣について、上記のとおり設置を完了したので、水戸市生垣設置奨励補助金交付要項第6条の規定により報告いたします。

年 月 日

住所

氏名 印

.....

生垣設置奨励補助金交付申請書
上記の生垣について、 のとおり履行されたこと
生垣設置奨励補助金交付申請変更届
を確認しました。

年 月 日

水戸市都市計画部公園緑地課長 氏名 印

様式第4号(第6条関係)

生垣設置奨励補助金交付申請変更届 年 月 日 水戸市長 様 届出人 住所 氏名 (電話 印) 年 月 日付で申請した生垣について、申請内容に変更を生じたので、 水戸市生垣設置奨励補助金交付要項第6条の規定により提出します。			
設置場所	水戸市		
設置方法	1 業者工事 2 自主工事 3 その他		
樹木規格	樹種	樹高	m
樹木本数	本 (1m当たり 本)		
生垣延長	m (道路に面している部分)		
工事金額	生垣設置	円	1m当たり 円
	ブロック塀等撤去	円	1m当たり 円
設置日	年 月 日	工事業者名	
添付書類	1 設置生垣見取り図 2 その他()		
備考			

※ 変更箇所のみ御記入ください。

様式第5号(第7条関係)

公園指令第 号
年 月 日

生垣設置奨励補助金額確定通知書

様

水戸市長 印

年 月 日付で完了報告のあった生垣設置奨励補助金について、水戸市生垣設置奨励補助金交付要項第7条の規定により、次のとおり補助金額の確定をしたので通知します。

記

- 1 補助金の確定額 金 円
- 2 補助金の内容 生垣設置奨励補助金
- 3 その他

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(平20告示203・一部改正)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

(平20告示203・一部改正)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

(平20告示203・一部改正)

様式第 5 号 (第 7 条関係)